

これは、遺伝子組み換え作物 普及による混乱を防ぐ準備か？

茨城・和知健一

命は誰のものか？ 遺伝子は誰のものか？ 種子を採る時に考える一つの命題です。

リチャード・ドーキンスは自身の『利己的な遺伝子』という本の中で、生物は遺伝子の乗り物であり、遺伝子は生物を次々と乗り捨てていくと表現しています。確かに自家採種した種子を見ると、コンバクトな形という環境などに対する耐性といった機能といい、まさに遺伝子を守る乗り物のようです。

リチャード・ドーキンスの観点からは、種子とは遺伝子のもの。一つの考え方ではありますが、農作物の品種でも知的財産権（育成者権）が重視される今の時代においては主流ではないでしょう。

タネが採れないF1品種への疑問が出发点

私は、国内外の在来種と呼ばれる昔からの野菜、およ



小学校で自身の農業の話をする筆者

び原種に近い野菜を自然農法で育てています。もともと農家ではなく、8年ほど会社員を経験した後、香川大学農学部で遺伝子工学を学び、日本農業実践学園、八ヶ岳中央農業実践大学校での農業実習を経て、青年海外協力隊として勤務したメキシコの市役所農牧振興課では栽培技術指導を担当。帰国とともに新規就農しました。

在来種野菜の自家採種を始めたきっかけは、農学部の

自家採種ワークショップの様子



学生だった時、スーパーに並ぶほとんどの野菜がF₁（雑種第一代）であるということを目の当たりにしたのが発端です。それまで、野菜は農家が自家採種してきたものが一般的だと漠然と思っていたので正直驚きました。

F₁の野菜は、食味、耐病性、生産性などを考慮し、長



黒ダイコンのタネが入った莢



白オクラのタネ

期の大変な努力により作出された結果です。私も農学部
の研究室に在籍時は、形質転換植物体（世間的には遺伝
子組み換え作物）を扱ってきたので、品種を作出する大
変さは理解できます。

ただ、F₁は自家採種ができません（仮にF₁から採種し
てもメンデルの法則で形質がバラバラに
なる）。栽培するたびに種子を購入しな
ければならず、育成者が生産を止めてし
まうとその品種は消えてしまう。発芽率
の関係で種子にも有効期限が設けられて
おり、期限切れの種子は廃棄されるのが
ほとんどです。F₁品種に対する扱いは、
連綿と受け継がれる命への畏敬の念が欠
落していて、工業製品を扱っているよう
な違和感を覚えました。

命を繋ぐ農業のために 自家採種

では、F₁以外の在来種や伝統野菜とい
ったものは、どうなっているのだろう
か？

当時調べたところ、絶滅の危機にある

省令で定められた、農家が自由に自家増殖できない野菜の種類 (26種類、2018年4月時点)

アピオス属、オクラ種、オモダカ属、カブ変種、カリフラワー変種、キャベツ亜種、キュウリ種、ケール変種、コールラビ変種、シシウド属(トウキ除く)、スイカ種、スマランサス属、セイヨウワサビ属、ダイコン種、トマト種、ナス種、ニンジン種、フダンソウ変種、ブロッコリー変種、ブロッコリー変種×ケール変種、ホウレンソウ種、メキャベツ変種、メキャベツ変種×ケール変種、メセンブリアンテムム属、メロン種、ワケギ種

*果樹や草花、観賞樹、キノコも含めた全リスト(289種類)は4月号337ページに掲載

ものや地域で細々とつくられているものが多く、それらは、郷土料理などの食文化や風習として地域に深く根づいていることを知りました。その品種が途絶えてしまえば文化も失われてしまうわけです。連綿と続く命を後世に繋ぐという観点から、自分が農業を始めるにあたり自家採種を基本にしようと考えました。

実際に自家採種してみると、それ自体が楽しくなり、種子やその種子から育つ個体もいっそう愛おしくなりました(現在は自家採種に代わり、人間の手を離れて勝手にこぼれる種子で育つような野菜の栽培を進めている)。種子を自分で採ることが身近でなくなっている世の中で、多くの人に種子や受け継がれる命を感じてもら

いたい。そんな思いで、8年ほど前から畑に人を招いていっしょに在来種野菜のタネ採りをしたり、自家採種ワークショップなどを開催しています。

本当の目的は何だ？

今回、「農家の自家増殖、原則禁止」の記事についての感想を聞かれ、正直、締め付けられるような息苦しさを感じました。自家増殖禁止の流れは、進むことはあっても、緩和されることはないだろう。育成者権の保護が近年の主流であり、先の『利己的な遺伝子』で述べた、種子や個体は遺伝子のものであるという考えは浸透しがたいと感じます。

自家増殖が禁止されているリストを見ると、一般に栄養繁殖とされるワケギなどは理解できるが、主に種子繁殖する野菜、特に他家受粉タイプの制限は理解できない。理由は、自家採種では交雑しやすく形質が異なってしまうし、仮に栄養繁殖させるとして、挿し芽などで増やすのも労力を考えると大量に増やすのは非現実的だからです。果たして、わざわざ制限する必要があるのだろうか？

細胞工学の設備を保有する企業であれば、植物細胞の分化全能性を利用して大量培養による個体生産を行なう

ことも可能でしょう。しかし、種苗法で認められる自家増殖のためにこのような設備投資は現実的ではありません。販売目的ということも考えられるが、そもそも種苗法では増殖した種苗を他人に販売することは禁止されています。

考えられるのは、手始めに農家に対して影響が少ないものから徐々に禁止し、農家の反応を見つつ、農家に影響が大きい品目（本来規制したい品目）の禁止へと進めたいのではないかとということです。

禁止されずとも できなくなる心配もある

私の場合、自家採種は在来種や原種のような品種登録されていない作物で行なっているため、今のところ影響

はありません。しかし、禁止の流れがこのまま進んでいき、近い将来、野菜なども遺伝子組み換え作物の栽培が解禁されたら、私のような経営でも自家採種ができなくなるのではないかと危惧しています。つまり、在来種の野菜といえども、遺伝子組み換え作物を近隣で栽培されると交雑する恐れがあり、意図せずにその遺伝子を獲得することが考えられるためです。結果、遺伝子組み換えの特許侵害で訴えられる可能性があり、極論ではありますが、その混乱を避けるための農家の自家採種禁止ではないかという見方もできます。

願わくは、農家は種苗法を遵守し、国はこれ以上自家採種という農家の根源的な行為を規制しないように祈る。

（茨城県那珂市 ポコ・ア・ポコ農園）